

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	森林組合法			法令番号	昭和53年法律第36号				
手続名	生産森林組合の合併の認可			根拠条項	第100条第4項（第84条第2項準用）				
審査基準	<p>第100条第4項において準用する第84条第2項の規定による生産森林組合の合併の認可に係る審査基準は、同条第3項で準用する第79条の認可の基準のとおりとする。なお、「事業の目的を達成することが著しく困難である」か否かについては、事業経営基盤の規模等から判断することとする。また、定款の審査に当たっては、当該生産森林組合の定款が「生産森林組合模範定款例」（昭和53年7月26日付け53林野組第157号農林水産事務次官依命通知）に準拠しているかどうかを考慮するものとする。</p>								
	受付機関	農林事務所	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間 標準経由期間	2月 日	目次 No.